

2026.08.01 日本学術会議学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正－
男女共同参画基本計画の実装とジェンダー主流化」

「なぜ5次にわたる男女共同参画基本計画は十分機能してこなかったのか（提言1＆2について）」

皆川満寿美（連携会員） 中央学院大学現代教養学部
社会学・ジェンダー研究・エスノメソドロジー
科学者委員会 ジェンダー・エクイティ分科会 第6次男女共同参画基本計画小分科会
社会学委員会 ジェンダー・世代等の交差と包摂分科会

1

2026.08.01 学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正」

「こうしてこなかったから、進まなかったのでは？」ということで、**提言1、2を担当。＜男女共同参画行政発足前から準備し、発足時からスタートさせていたのに、途絶してしまったこと＞を復活させるべき！**

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

2

2026.08.01 学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正」

6次計画策定プロセス（途中から）と学術会議提言

2025.08.26	「基本的考え方（素案）」とりまとめ
同日	「基本的考え方（素案）」への意見募集開始（～9月15日）
2025.10.27	学術会議提言発出
2025.12.12	第76回男女共同参画会議（「基本的考え方」の答申でせず）
2026.03.13	第77回男女共同参画会議（持ち回り）で答申、「計画」諮問、答申
同日	第6次男女共同参画基本計画、閣議決定

「異例な展開」のため、学術会議提言は、「意見募集」期間には間に合わなかったが、「基本的考え方」の答申が伸びたので、反映可能だったのでは？

**素案→答申（語句の修正のみ）→計画（同一）
つまりゼロ回答？！**

3

2026.08.01 学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正」

提言1；「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行するべきである。

「ジェンダー主流化」って何？ よく聞くけど…。

具体的な政策プロセス（計画策定から実施まで）

／具体的な政策プロセスじゃないもの

こっちが多くて困ります

提言2 男女共同参画基本計画の実効性を確保するべきである。

男女行政発足当初、そのためのしくみがあったのだ。

それぞれについて実施するためのしくみを作ったのに廃止されたので復活すべき（「影響調査」と「監視」）

4

そもそも男女共同参画基本計画とは何か？ということもあるので少し

目的（基本法13条）；男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため

1条、8条

13条で、国に義務づけ。14条で都道府県に義務づけ（市町村は努力義務）

定める中身（13条-2）；

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

様々な分野にわたる男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的方向を定めるもの

地方公共団体、国民への期待を総論的に記述したり、推進体制、計画管理や一定期間後の見直しなどのフォローアップに関する事項等

↑抽象度高いものと想定。しかし、実際には具体性高い方向。

↑提言1、2はこっちだ

5

男女共同参画基本計画の（およその）構成

2部構成（3部と言いたい） ex. 6次計画

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

- I. 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現
第1～8分野
- II. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
第9～12分野

III. 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

「政策編」での書き方

【基本認識】 > 施策の基本的方向 > 具体的な取り組み
抽象的 ← → 具体的

6

みんなの希望と不満

- ・計画の中にこれを書いてほしい。

書かれない

書かれても不十分

提言1

- ・計画に書かれたことを実行してほしい。

実行されない（書かれているのに！）

実行されても不十分

提言2

とはいえず、いずれも、しくみ、やり方についての話である

7

【提言の中身】

提言1；「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行するべきである。

第6次基本計画において、政府の政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスで「ジェンダー主流化」（用語⑧）を実行するべきである。基本法は、第4条で「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする」よう配慮することを求め、第15条では、国及び地方自治体に対し、この点での配慮義務を課し、第18条の3で「社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究」を含む調査研究を推進するよう努力義務を課している（2025年6月19日に成立した改正男女共同参画社会基本法においては、これに「国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究」も加わった）。これらは、「ジェンダー主流化」のためのものであり、2000年の基本計画にも書き込まれ、専門調査会も設置されて、具体的な調査手法（「男女共同参画影響調査」）が開発された。しかしながらその後この調査は行われず、「ジェンダー主流化」は実現していない。次期基本計画には、この「男女共同参画影響調査」の実施を再び書き込み、影響調査専門調査会を設置し、全府省庁及び地方自治体がこの調査を実施可能となるような体制を組み、「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行するべきである。

8

2026.08.01 学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正」

北京会議行動綱領を受けたものである

・「ジェンダー主流化」（法的根拠：基本法第4条、15条）
・社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。（4条）
・国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。（15条）
・影響調査（同；基本法18条）に関しては、男女局発足前から着手され、発足後は専門調査会によって「男女共同参画影響調査」が開発され、実施されたが、その後は行われなくなった。
・国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。（18条の三）
・四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。（22条の四：男女共同参画会議の所掌事務）

だから、6次計画には、下のよう書くこと

・影響調査専門調査会を設置して「男女共同参画影響調査」を実施すること
・全府省庁及び地方自治体がこの調査を実施可能となるような体制を組むこと
・そのようにして、「ジェンダー主流化」を具体的な政策プロセスとして実行すること

9

2026.08.01 学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正」

用語⑧「ジェンダー主流化」

副次的効果、波及効果、予想しなかった効果、影響

「ジェンダー主流化」とは、あらゆる分野やレベルにおいて、法律やプログラムを含む政策が異なるジェンダーの人びとにどのような影響を与えるかを評価するという公共政策の概念である。ジェンダー主流化の概念は、1985年の第3回世界女性会議（ナイロビ会議）で初めて提案され、1995年の第4回世界女性会議（北京会議）とその成果文書である「北京行動綱領」で正式に取り上げられた。今日もっともよく引用される定義は、1997年国連経済社会理事会（ECOSOC）による以下のような定義である。「ジェンダー視点の主流化とは、法律、政策、事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組みが及ぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスである。それは、政治、経済、社会の領域のすべての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略である。究極的な目的は、ジェンダー平等の達成である」（大崎麻子訳）。実務的には、すべての政策課題に対して下の4つのステップを踏んでいくこととされる。
①男女別のデータを用いて、男女間の格差を明らかにすること
②格差を縮める、もしくは解消するための戦略を策定すること
③戦略を実行するための資源（資金、人材、情報/知見等）を投入すること
④戦略の実施状況をモニタリング（監視）し、成果を出すことに対する責任の所在（個人・部署・組織等）を明らかにしておくこと
（出典）大崎麻子「ジェンダー主流化の20年（2）～UNDPの経験①～」『共同参画』2018年6月号
http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2018/201806/201806_07.html

↑男女局はこれを知っている

10

2026.08.01 学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正」

影響調査専門調査会（^{h13}2001.5.18～^{h16}2004.7.1）；全29回開催
（総理府男女共同参画室時代には、「男女共同参画影響調査研究会」で検討）

2001.5.18	第1回調査会
2002.4	「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する中間報告
2002.07	影響調査事例研究ワーキングチーム設置（8.6から翌年7.25まで全8回開催）
2002.12	「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告」
2003.11	「影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書～男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための調査手法の試み～」
2004.3.31	「『ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行』についての論点整理」
2004.7.1	第29回（最終回）調査会
2004.7.21	「『ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行』についての報告」

影響調査の手法に関する報告書1（中間報告）
影響調査実施結果報告書2（→「意見」決定には至らず）
この後は、「監視・影響調査専門調査会」となり、単独での開催はなくなり（その後は「基本問題・影響調査専門調査会」）、さらに調査会名には使われなくなる（現在）。
復活させるべき！

11

2026.08.01 学術フォーラム「社会と学術界におけるジェンダー平等・公正」

6次計画ではどうなっているか？
「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」
・「影響調査」という語は3回登場（5次と同じ）

① 6次；「監視・影響調査等の機能強化の観点から」（【基本認識】、p.118）
5次；「特に、監視・影響調査等の機能を十分に活用して実効性を高める。」
② 「監視・影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能を更に強化する。」（「（1）施策の基本的方向、p.118） 5次と同一
③ 6次；「また、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能強化に取り組む。」（「（1）施策の基本的方向」、p.119）
5次；「また、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。」
→「機能強化」はするらしい。具体的に、何やるの？

12

・「具体的な取組」レベルで関連記述はあるか？

⑥男女共同参画会議において、税制や社会保障制度について、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要に応じ、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。【内閣府】

⑦政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。【内閣府】

↓ **新規！**

↑ **2つとも5次と同一**

①各府省は、男女共同参画の視点に立ち、男女共同参画機構の知見も参考にしつつ、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施及び評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。【全府省】

↑ **「内閣府ではやっているから、他でもやって！」**ということ？

①の出所（がある）

2015年から

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」にほぼ同一の記載（p.40）。
2024が初出（pp.34-35）。2026ではトーンダウン（p.1）。

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/jyuten2025_honbun.pdf

13

まとめ；referentのあるものとしての「ジェンダー主流化」にかかわる記載は存在しているが、

●提言1については、やっぱりゼロ回答

下を求めているから。

- ・影響調査専門調査会を設置し「男女共同参画影響調査」を実施
- ・全府省庁及び地方自治体がこの調査を実施可能となるような体制

男女局は、毎年何かしら調査を実施している。自治体男女計画策定状況など、毎年実施する意味が明快なものもあるが、それ以外に、「個別調査」もある。中には、実施の意思決定プロセスがよくわからないものがある。

ex. 昨年度「人生を豊かにするための学びに関する調査」（7月10日報告書公表）

↑ **どうしてこれ？ 誰がいつ決めたの？**

14

・実例1；埼玉県「ジェンダー主流化事業点検」（2023年度～）

2026.2.28；日本学術会議公開シンポジウム「今こそジェンダー主流化を」で大野元裕埼玉県知事による報告（使用スライド資料↓）

- ・「ジェンダー主流化の取組について」（2026.3.23「第69回（令和7年度第2回）埼玉県男女共同参画審議会」、参考資料I、スライド15から）supported by JICA

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/280467/sankousiryou-I.pdf>

- ・ジェンダー主流化ページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/gender-m.html>

「ジェンダー主流化事業点検の手引き」（簡易版）

・実例2；国土交通省の取組（2024年度～）

2024.7.25；「ジェンダーと交通」セミナー開催（『共同参画』No.187）掲載）

2025.5.7；「ジェンダー主流化推進本部」「同推進室」設置

2026.6.12；「国土交通省ジェンダー主流化行動宣言」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000355.html

ジェンマチ <https://www.genmachi.mlit.go.jp/>

★パーソントリップ調査におけるトリップ概念の問題（性別に関しては、「トリップ・チェーン」概念を用いないと女性／子育てする人のニーズは不可視化される）。

澤村治基・吉田正大（2026）「若者、子育て世代及び女性のモビリティニーズに関する調査報告」、「国土交通政策研究所紀要」第85号（先行公開版）

いろんなものが入っている

15

・実例3；女性活躍推進法（厚生労働省、2015年～）

- ・事業主に対し、義務づけ

・事業主に対し、自社の男女別のデータを調査、整備させ、課題を把握させ、是正策を数値目標とともに策定させて（事業主行動計画）、それを自社内に周知、外部に公表させ、実施させる（是正策は年限を切り、モニタし、評価し、次の計画へ。PDCA）。

- ・情報開示による「見える化」という手法

みてもらえないとeffectしない

「女性活躍推進企業データベース」は機能強化方向

- ・時限延長、対象事業主拡大

- ・公表義務づけ項目の増加

16

提言2 男女共同参画基本計画の実効性を確保するべきである。

これまで5次にわたり、基本計画が策定されてきたが、計画の実効性を確保するための手立てとして制度化された仕組みが機能していないので、それらを復活させ、稼働させるべきである。具体的には、①男女共同参画会議による「監視」を担う専門調査会を再び設置し（基本法第22条は、男女共同参画会議による「施策の実施状況の監視」を規定する。）、そこで策定された「実施方針」により監視を行い、年次報告を公表するべきである。②男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議、各府省においては副大臣を本部長とする「男女共同参画推進会議」の活動を復活させ、計画の実施に責任を持たせるべきである。③毎年度基本計画の全般について進捗状況の把握、評価を行うべきである。数値目標を掲げている施策であれば、当該数値目標設定の目的とそれを実現するための手段である施策（事業）の関係を明瞭にするよう努力するべきである。進捗に問題があれば、理由を明らかにすべく分析を行い、男女共同参画会議から、実施を所管する府省に対して意見を述べられるようにするべきである。そして、④そのための人員、予算の確保が行われるべきである。⑤2026年度に文部科学省から内閣府へ移管され、「男女共同参画社会の形成」を目的とするナショナルセンターとなる独立行政法人国立女性教育会館(2026年度から独立行政法人男女共同参画機構、以下、「機構」という。)を、基本計画の実効性確保にも資するセンターとして活用するべきである[12]。

①・③

（所掌事務） （再び基本法第22条の四）

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

男女共同参画局は、**原則施策の実施はしない**（企画・立案・総合調整；内閣府設置法／「ホチキス官庁」と揶揄される）。しかしもちろん国には**実施の責務あり**！（第8条）

じゃあ、いったい書かれた計画の実施は誰がやり、誰が責任取るの？

この点に関する規定が上の条文であり、男女共同参画会議は、そのための機関（監視専門調査会）を設置した。

①・③

苦情処理・監視専門調査会（2001.4.11～2004.6.29；全42回開催）

「政府の施策を始めとして、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させる観点から、各省庁において男女共同参画基本計画が**着実に実施されているか**について調査検討を行います。」<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kujou/index-ku.html>

概ね毎月、場合によっては月2回の開催

- ・「当面の」ものとして「男女共同参画会議における監視の実施方針」を、「監視に関する平成13年度活動方針」をとりまとめ（01.09.14）→男女共同参画会議で決定し、運用（監視活動として調査を実施し、その結果を取りまとめ、男女会議で意見決定をし、担当者へ）。
- ・年度ごとの活動方針は、h14年度まで（3つの課題を設定したためか、結果の取りまとめから男女会議での意見決定がすべて終了したのは、04（h16）年7月28日）。
- ・この後、調査会の再編があり、「活動方針」を作成し、監視する、ということは行われていない（現在「計画実行・監視調査会」があるが…）。

②「実施」についてのもう一つのしくみ

男女共同参画推進本部@内閣

<https://www.gender.go.jp/kaigi/honbu/konkyo.html>

本部長；内閣総理大臣

副本部長；内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

本部員；全閣僚

補佐役；**男女共同参画担当官（局長級）**

https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryo/pdf/kondan200316-s-9.pdf

男女共同参画担当官会議 ←開催されてる？記録は？

各府省庁；男女共同参画推進会議（本部長；副大臣）

第3回男女共同参画会議（2001.6.19）における内閣府副大臣発言；既に農林水産省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、防衛庁、警察庁、総務省で設置というのが…。

環境省での存在を確認できるが、しかし女性職員の採用拡大関係…

③についてもう少し

・ **計画進捗状況の把握、評価**；このところ、次期計画策定作業の最初のものが、「フォローアップ」なのだが、すべての「具体的な取り組み」について実施した例はないのでは？

・ 5次計画では、「中間年フォローアップ」をするとしたが、成果目標に関するものだった。実際に行われ、それに基づき成果目標の修正も行われたが、それ以外の「取り組み」については？

・ 政策の連なりは「目的－手段」関係として整理されるが、目的にフィットした手段になっているのか、因果関係に迫りたい（「監視」にそうした活動が含まれるようにしたい。そのためには、高度人材、予算の必要）。

↑④

③について **男女計画における関連記載**

6次①男女共同参画会議は、毎年度の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」（女性版骨太の方針）の策定に向けた検討を通じて、6次計画の進捗状況を検証するとともに、6次計画の実効性を高めるために集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議を行う。**また、各年に特に重点を置いて6次計画の成果目標の達成状況や取組の進捗状況の点検を行うべき事項・分野について、丁寧なフォローアップを実施する。**その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。【内閣府、関係府省】（Ⅲ＞【基本認識】＞2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進＞（2）具体的な取り組み）

↑各年、「丁寧なフォローアップ」とは？！

5次①男女共同参画会議において、5次計画の進捗状況を毎年度の予算編成等を通じて検証する。また、5次計画の実効性を高めるために集中的に議論すべき課題や新たな課題について調査審議を行う。加えて、5次計画の成果目標の達成状況について、EBPMの観点を踏まえ、中間年にフォローアップ及び点検・評価を実施する。その結果も参照しながら、必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べるなど、更なる取組を促す。【内閣府、関係府省】（Ⅲ＞【基本認識】＞2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進＞（2）具体的な取り組み）

⑤（提言2 続き）；2026年度に文部科学省から内閣府へ移管され、「男女共同参画社会の形成」を目的とするナショナルセンターとなる独立行政法人国立女性教育会館(2026年度から独立行政法人男女共同参画機構、以下、「機構」という。)を、基本計画の実効性確保にも資するセンターとして活用するべきである[12]。

6次計画での関連記載

①各府省は、男女共同参画の視点に立ち、**男女共同参画機構の知見も参考にしつつ**、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施及び評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。【全府省】

JGEPAは、参考にできる知見を出さねばならない！

このこととの関連で

改正基本法（25.6.27～）

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の**策定及び実施**に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する**人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策**を講ずるように努めるものとする。

④↑そのための法律や財政の手当はしますよ（第11条）

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす**影響に関する調査研究**その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の**策定及び実施に資する調査研究**を推進するように努めるものとする。

↑調査のレポートリーが増加

・具体性のある要望についてはゼロ回答。しかし、関連の記載はあるようだ、というところ。実質的なものになることを期待。

・理解し、「ウィルのある政治」を日本政府に！

以上、お聞きいただきありがとうございました！
